

**全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議
(平成27年3月2、3日開催) 資料についてのQ & A
【5月11日版】**

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（平成 27 年 3 月 2、3 日開催） 資料についてのQ & A 【5 月 11 日版】

目 次

※ 課長会議資料の該当ページを各Q & Aの右上に記載しています。	
※ 掲載している質問以外の質問については、各担当課室より個別にご回答しております (又は今後ご回答いたします) ので、念のため申し添えます。	
○認知症・虐待防止対策推進室関係	1
○老人保健課関係	3

問1 認知症初期集中支援チーム員の研修費用について、認知症初期集中支援事業の事業開始年度と研修受講年度が異なる場合、地域医療介護総合確保基金（介護分）の対象となるか。

(答) 認知症初期集中支援推進事業における認知症初期集中支援チーム員の研修に係る費用については、地域医療介護総合確保基金（介護分）の対象としているところであるが、本事業の研修対象は「初期集中支援チーム員」とされており、初期集中支援チームの配置が本年度中に実施されない場合、当該研修受講者を平成27年度における「初期集中支援チーム員」とみなすことができないことから、基金を活用した事業実施は望ましくないものと解される。

なお、研修に係る旅費は地域支援事業交付金の対象としているが、本研修及び初期集中支援チームの配置が同一年度に実施されない場合は、同様の理由から交付金の活用は望ましくないものと解される。

担当：高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室（内線3974）

問2 認知症地域支援推進員の研修費用について、認知症地域支援・ケア向上推進事業の事業開始年度と研修受講年度が異なる場合、地域医療介護総合確保基金（介護分）の対象となるか。

(答) 認知症地域支援・ケア向上推進事業における認知症地域支援推進員の研修に係る費用については、地域医療介護総合確保基金（介護分）の対象としているところであるが、本事業の研修対象は「認知症地域支援推進員」とされており、認知症地域支援推進員の配置が本年度中に実施されない場合、当該研修受講者を平成27年度における「認知症地域支援推進員」とみなすことができないことから、基金を活用した事業実施は望ましくないものと解される。

なお、研修に係る旅費は地域支援事業交付金の対象としているが、本研修及び認知症地域支援推進員の配置が同一年度に実施されない場合は、同様の理由から交付金の活用は望ましくないものと解される。

担当：高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室（内線3974）

問3 地域医療介護総合確保基金（介護分）における権利擁護人材育成事業について、各都道府県・指定都市社会福祉協議会において実施されている日常生活自立支援事業と連携して事業を実施するところあるが、具体的にどのようなものが想定されるか。

（答）権利擁護人材育成事業においては、判断能力の変化に応じて必要となる支援を包括的に行う観点から、日常生活自立支援事業と連携して、例えば、以下のような事業を行うことが考えられる。

- ① 社会福祉協議会が生活支援員の資質向上を図る観点から、市民後見等に関する研修を行う事業
- ② 社会福祉協議会に市民後見人の育成担当者を配置し、市民後見人養成を目的として、生活支援員等に対するOJTを通じた指導助言を行う事業
- ③ 社会福祉協議会を中心として、弁護士、社会福祉士等の専門職との連絡会議の開催等を通じ、日常生活自立支援事業を含む、権利擁護に関する地域の連携体制を構築する事業

担当：社会・援護局地域福祉課地域福祉係 （内線2859）

老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室 （内線3974）

問4 認知症サポーター養成事業については、任意事業のその他事業に位置づけられていることとなっているが、認知症地域支援・ケア向上推進事業の中でも、認知症地域支援推進員の業務内容において、認知症サポーター等地域で認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取組があげられている。

認知症地域支援・ケア向上推進事業にて認知症サポーターの養成に係る経費も一括して計上してはならないのか。

（答）御指摘の認知症地域支援・ケア向上推進事業については、認知症サポーターなど、既存の地域資源との連携を図るための取組を想定しているものであり、認知症サポーターの養成に係る経費を計上することは認められない。

担当：高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室 （内線3974）

資料②P. 313 【新しい包括的支援事業の「標準額」について（在宅医療・介護連携推進事業）】

問5 在宅医療・介護連携推進事業の基礎事業分と規模運動分とは何か。

(答) 在宅医療・介護連携推進事業の取組のうち、人口規模を勘案して実施することが必要となる取組について規模運動分としている。

担当：老健局老人保健課（内線 3989）

資料②P. 435 【在宅医療・介護連携推進事業について】

問6 各市区町村の実施状況について、どのような手段で把握することを想定しているのか。

(答) 都道府県にご協力いただき、新しい包括的支援事業の他の取組状況も含めて、調査を実施することを検討中である。

担当：老健局老人保健課（内線 3989）

資料②P. 435 【在宅医療・介護連携推進事業について】

問7 在宅医療・介護連携推進事業における各取組の到達すべき目標や、事業実施についての具体的な指標・様式を示さないのならば、都道府県はどのような情報で市区町村の実施状況を把握すれば良いのか。その場合には、都道府県が収集する情報について定めることになるのか。

(答) 在宅医療・介護の資源状況や連携の状況等、地域の実情は様々であると承知している。そのため、それぞれの地域を踏まえた目標設定と進捗管理を行うことが適切であり、必ずしも、一律の到達目標や指標の設定はなじまないものと考えている。在宅医療・介護連携推進事業の手引きで示している、各事業の取組についての趣旨を踏まえ、各都道府県のご判断により、市区町村の実施状況について把握いただきたいと考えている。

なお、国としても、全国における市区町村の取組状況については、都道府県のご協力を得ながら把握する必要があると考えており、具体的な内容や方法については、今後検討していく予定である。

担当：老健局老人保健課（内線 3989）

問8 都道府県医療介護連携調整実証事業（以下、連携調整実証事業）に取り組んでいる二次医療圏の構成市町村であれば、当該構成市町村は、在宅医療・介護連携推進事業の「(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携」を実施していることになるのか。

(答) 単に、連携調整実証事業に取組んでいる二次医療圏内の構成市区町村であるということだけで、在宅医療・介護連携推進事業の「(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携」に取組んでいるとは考えられない。連携調整実証事業による取組が、市区町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業の（ク）の取組内容として適切であれば、（ク）に取り組んでいると考えられる。

担当：老健局老人保健課 （内線 3989）